



Title	貧困研究と「発達」、「支援」
Author(s)	鳥山, まどか
Citation	子ども発達臨床研究, 6, 79-79
Issue Date	2014-12-05
DOI	https://doi.org/10.14943/rcccd.6.79
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/57578
Type	departmental bulletin paper
File Information	AA12203623_06_79.pdf



貧困研究と「発達」、「支援」

鳥 山 まどか*

今回のシンポジウムの2つのキーワードである「発達」と「支援」それぞれについて、報告を通して私が考えたこと、考えなくてはならないと受け止めたことを簡単に述べてみたい。

第一に「発達」について。私が所属している教育福祉論研究グループでは現在、「貧困の世代的再生産」に関する実証研究をすすめている。「貧困の世代的再生産」とは、貧困にある親世代の不利が子世代に移転することを表している。グループでこれまでに行ってきた実証研究からは、貧困世帯に育つ子ども・若者が、生育家庭の不安定な生活経済状況故に、十分な準備のないまま「自立」していく様子―「逃避的自立」とか「強いられる自立」という言葉で表してもきた―が示されている(青木編 2003)。また、少年院生への聞き取り調査を行った岩田(2008)は、少年院生たちの家族が脆弱であること、そうした中で彼女・彼らは「失敗する」余裕のない子育てのプロセスを経てきていることを指摘している。こうした子ども達の状況は、加藤報告における「思春期・青年期は発達の停滞＝周囲がかかる抵抗が、(たとえば思春期では)論理的思考をより発達させる契機になる。したがって、その抵抗がなく(弱く)児童期から成人期にスムーズに移行してしまうことによって、どのような能力を伸ばす機会が奪われるか考えなければいけない」という指摘と重なるものである。「子ども期・青年期の発達保障」は、貧困の世代的再生産への実践的・政策的対応における重要な課題の1つである。しかしながら、「子ども期・青年期の発達保障」とは具体的にどのようなものであるのかについては、未だ議論は充分ではない。そ

の意味で、加藤報告においては、貧困研究において考えるべきいくつかの重要な指摘がなされたように思う。

第二に「支援」について。社会福祉や社会保障の領域においては、「支援」という言葉は「発達」よりも「自立」という言葉とセットで使われることが多い。「自立」をめぐるのは、例えば生活保護法第1条―「この法律は(中略)その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」―や、自立生活運動を通して議論がなされてきた。しかしながら、特にこの十数年は、「自立」は給付・手当の削減や自己負担の強化―母子寡婦福祉法及び児童扶養手当法の改正や障害者自立支援法(現、障害者総合福祉法)がその代表例であろう―とセットで使われる傾向にある。昨年10月には「生活困窮者自立支援法」が成立したが、やはり同じ時期に生活保護基準の引き下げがなされている。シンポジウムに話を戻すと、各報告や報告者間の議論において、『「発達」』という言葉で一定のありようを前提し、それを『良いもの』としてそのありように沿うようにする『支援』の問題性』が指摘されたと思う。『「自立」』『支援』も同様であることを、シンポジウムでの議論を通して改めて確認させられた。

参考文献

- 青木紀編著(2003)『現代日本の「見えない」貧困』―生活保護受給母子世帯の現実』明石書店
- 岩田美香(2008)「少年非行からみた子どもの貧困と学校―見守り役としての学校」浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編『子どもの貧困―子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店

*北海道大学大学院教育学研究院